

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 削除

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

第34条の6(光信号引込等設備の取扱い)第6項の規定に基づき、当社が光信号引込等設備を撤去する場合は、次の算出式により協定事業者が負担する額を算定します。

負担額＝光信号引込等設備の未償却残高＋光信号引込等設備の撤去に要する費用

(1) 光信号引込等設備の未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高＝{(光信号引込等設備の取得固定資産価額(15,912円 22,266円)－光信号引込等設備の残存価額)×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額}×(1＋貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／(光信号引込等設備の耐用年数(25年)×365(閏年にあつては366とします。))

イ 貸倒率については、第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)によります。

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	9,889円	18,464円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	317円	361円